

## 西区青少年指導員協議会規約

### (名称)

1 本会は、西区青少年指導員協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を西区役所地域振興課に置く。

### (組織)

2 協議会は、西区内の青少年指導員（以下「指導員」という）をもって構成する。

(2) 協議会は、区協議会及び地区協議会とする。

(3) 区協議会は、地区協議会の正副会長をもって構成する。

### (目的)

3 協議会は、指導員活動の効果的推進と相互の連絡調整を行い、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。

### (役員)

4 区及び地区協議会にそれぞれ次の役員を置く。

ア 会長	1名
イ 副会長	2名
ウ 会計	1名
エ 監事	1名

(2) 地区役員は互選で定める。

(3) 区協議会の役員は地区協議会正副会長の互選で定める。

### (役員任期)

5 役員任期は指導員任期とする。

### (会議)

6 会議は、全体会議、区協議会、地区協議会とする。

(2) 会議は、会長が招集し議長となる。但し、地区協議会は、地区会長が招集し議長となる。

### (その他)

7 この規約に定めるもののほか必要な事項は、区協議会の承認を得て会長が定める。

### 附 則

この規約は、昭和44年9月26日から施行する。

この規約は、平成16年4月19日から施行する。